

IV. ベビーおやつの表示に関する自主基準

1. 目的

この自主基準（以下「基準」という）はベビーおやつの製造、販売に携わる事業者としての良識にもとづき、ベビーおやつの表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適切な商品選択を保護し、もって公正な競争を確保することを目的とする。

2. 適用の範囲

この基準で「ベビーおやつ」とは、製品規格の定義 2-1 から 2-7 に適合するものであって「乳児及び幼児向け」である旨を表示したものをいう。

3. 必要な表示事項

ベビーおやつの製造、販売もしくは輸入を行う食品関連事業者がベビーおやつの容器または包装に表示すべき事項は、義務表示事項とその他の表示事項であり、それぞれ次の通りとする。

3-1 義務表示

下記の項目について、邦文をもって一般消費者が読みやすく、理解しやすい用語により、背景の色と対照的な色を用いて容器包装に表示する。

1) 名称または品名

食品表示基準別表第 4 の上欄に掲げる食品で同表中欄に表示事項として名称が規定されているものは同表下欄に掲げる名称を、それ以外の食品にあってはその内容を表す最も一般的な名称を表示する。ただし別表第 5 の上欄に掲げる食品以外は同表下欄に掲げる名称を使用することはできない。

2) 原材料名

使用した原材料（添加物を除く）を食品表示基準第 3 条第 1 項「原材料」の規定に従い表示する。

3) 原料原産地名（輸入品を除く）

対象原材料の原産地を表示する。

4) 添加物名

食品に含まれる添加物について、食品表示基準第 3 条第 1 項「添加物」の規定に従い表示する。

5) アレルゲン

食品表示基準別表第 14 に掲げる「特定原材料」、ならびに“食品表示について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号） 別添 アレルゲンを含む食品に関する表示”で指定される「特定原材料に準ずるもの」について、消費者にわかりやすく表示する。

6) 内容量

内容重量をグラムもしくはキログラムの単位で表示する。

7) 賞味期限

賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を、年月日の順で表示する。ただし、賞味期

間が3ヵ月を超えるものにあつては年月の表示で差し支えない。

8) 保存方法

食品・添加物等の規格基準により保存基準が定められている食品はその基準に従い、それ以外の食品は食品の特性に従って表示する。ただし、常温以外の保存方法がないものにあつては省略することができる。

9) 原産国名（輸入品に限る）

原産国名を表示する。

10) 食品関連事業者の氏名または名称および住所

食品関連事業者のうち表示内容に責任を有するものの氏名または名称および住所を表示する。

11) 製造所の所在地および製造者の氏名または名称

製造所の所在地および製造者の氏名または名称を表示する。ただし輸入品にあつては製造所の所在地に代えて輸入業者の営業所の所在地、製造者の氏名または名称に代えて輸入者の氏名または名称を表示する。

ただし、2以上の製造所において同一製品を製造する場合にあつては、製造所の所在地および製造者の氏名または名称に代えて製造所固有記号を使用することができる。

また食品関連事業者の住所または氏名もしくは名称が製造所の所在地または製造者の氏名もしくは名称と同一の場合は、製造所の所在地または製造者の氏名もしくは名称を省略することができる。

12) 乳児用規格適用食品である旨の表示

「乳児用規格適用食品」の文字またはその旨を的確に示す文言を表示する。

13) 栄養成分表示

食品表示基準第3条第1項「栄養成分の量及び熱量」の規定に従い栄養分量を表示する。表示する際の食品単位は、製品100g当たりもしくは1パック当たりを基本とする。

14) 個別の表示事項

食品表示基準別表第19の上欄に掲げる食品にあつては、中欄に掲げる表示事項を下欄に定める方法に従い表示する。

3-2 その他の表示

1) 商品名

食品の内容を分かりやすく表現した商品名を表示する。

2) ベビーおやつ類を意味する文字

「乳幼児向けである旨の月齢表示（9ヵ月、1歳4ヵ月等）およびおやつを意味する用語として「おやつ」もしくは「デザート」を（製品の表面に）表記すること。（ただし、調製タイプにあつては、おやつを意味する用語は別記することができる。）」

3) 製品特徴

製品の特徴を分かりやすく表示する。なお、不当景品類及び不当表示防止法等で規定される優良誤認の恐れがないように記載されなければならない。

4) 使用方法および使用上の注意

摂取、調理または保存の方法に関し、特に注意を必要とするものについては、その注意事

項、調理方法、開封後の取扱い、食べさせ方等を表示する。

喫食の際、加温、希釈等を行う必要のあるものについては使用または調理の方法の説明を表示する。

なお食品表示基準または公正競争規約のある品目は、それに従って表示する。

開封後の取扱いとその保存方法については、品目に応じて具体的に説明する。

5) 一回分の目安量

必要に応じ、離乳の進行状況に応じた適切な利用方法および一回分の目安量を表示する。

6) 消費者の質問の照会先

消費者の質問に対応する機関を社内に設け、その連絡先を明記する。

7) 容器包装識別表示

別に定める「容器包装識別表示ガイドライン」に従う。

8) 警告表示

- ・ドライタイプの即食タイプについては、「ベビー用おやつに関するガイドライン」に従う。
- ・その製品の使用、取扱いまたは調理などで消費者に危害を与える恐れ等がある場合は、品目毎に必要な表示を別に定め、それに従う。

4. 不当表示、不当広告の禁止

食品関連事業者は、ベビーおやつに関する容器、包装、説明書、チラシ、ポスター、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、看板、ホームページ等による広告により、以下の表示をしてはならない。

- 4-1 「2. 適用の範囲」の内容に合致しない製品について、ベビーおやつであるかのような表示をすること。
- 4-2 当該商品の内容が実際のものよりも著しく優良であると、一般消費者に誤認される恐れがある表示をすること。
- 4-3 他の事業者またはその製品を中傷し誹謗するような表示をすること。

5. 商品名の表示基準

食品関連事業者は、商品名に特定の原材料名等の名称(以下、「特定名称」という)を表示する場合は次の通り定める。

5-1 基準を定める特定名称は次の通りとする。

「バター」「チーズ」「牛乳」「ミルク」「ナッツ類」「卵」「風味原材料」「果実・果汁」「野菜」「豆類・穀類」「魚肉」「海藻」

5-2 特定名称を表示した場合は表2の通りとする。ただし、希釈等調製して摂食するものにあつては、製品の重量に代えて標準濃度に調製した重量に対する摂食時の配合割合とする。

表2 使用原材料および配合割合

特定名称	使用原材料	配合割合	表示例
バター	バター	全重量の2.5%以上	バタークッキー

チーズ	チーズ	全重量の5%以上	チーズビスケット
牛乳	牛乳	全重量の5%以上	牛乳プリン
ミルク	牛乳または乳製品	全重量の5%以上 (生乳換算)	ミルクスティック
ナッツ類	ナッツ類全般	全重量の5%以上	アーモンドクッキー
卵	鶏卵	鶏卵(殻を除く)を 全重量の5%以上	たまごボーロ
風味原材料	ゴマ、青のり、肉類・魚介類エキス、茶類、ハーブ類、香辛料、ココア、メープルシロップ等	風味を特徴づけるのに十分な量	青のりせんべい
果実・果汁	果実・果汁	全重量の5%以上	りんごゼリー
野菜	野菜類全般	全重量の5%以上	野菜チップ
豆類・穀類	ナッツ類を除く豆類および穀類全般	全重量の5%以上	とうもろこしパフ
魚肉	魚肉類全般	全重量の1%以上	小魚せんべい
海藻	風味原材料を除く海藻類全般	全重量の1%以上	わかめせんべい

1) ビスケット類にあっては、上記の規格にかかわらず、「ビスケット類の表示に関する公正競争規約及び同施行規則」に準じる。

2) 「ミルク」と表示する場合に使用できる乳製品は下記の通りとする(カッコ内は生乳に換算する際の換算係数)。

牛乳(1.00)、全粉乳(8.68)、脱脂粉乳(6.48)、全脂練乳(2.66)、脱脂練乳(1.84)、生クリーム(5.63(乳脂肪40%の場合))

3) 「加工原料(濃縮・乾燥を含む)を使用するもの」にあっては、当該原材料の加工前の生重量が配合割合以上であること」

4) 「複数の特定名称を使用するにあっては、その重量の総和が表2に示されたそれぞれの配合割合のうち、もっとも多い配合割合以上であること」

5-3 基準にもとづき特定名称を商品名に記載したものであって、その配合割合を併記する場合にあっては次に定める方法により表示する。

1) 配合割合は表3に示す大きさの文字で見やすく明瞭に商品名に近接して表示する。

表3 配合割合を示す文字の大きさ

商品名文字の大きさ	併記文字の大きさ
18ポイント未満	8ポイント以上
18ポイント以上 42ポイント未満	10ポイント以上
42ポイント以上	12ポイント以上

2) 「果汁」または「果実」を商品名に付した場合は、果汁分(果実分)〇〇%または〇〇%以上と表示する。ただし製品中の果汁(果実)固形分含有率で果汁(果実)固形分〇〇%以上と表示することもできる。